

Title	史記封禪書に就いて
Sub Title	
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1938
Jtitle	史学 Vol.16, No.4 (1938. 4) ,p.1(499)- 29(527)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19380400-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19380400-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 史記封禪書に就いて

橋 本 増 吉

史記は漢の武帝の時太史令司馬遷が撰んだものと傳へられてゐるが、太史公自序によると、その末尾に、

藏<sub>ニ</sub>之名山、副在<sub>ニ</sub>京師、俟<sub>ニ</sub>後世聖人君子、

とあり、司馬遷在世の當時世に公けにしたものでないことが推せられるのである。漢書司馬遷傳によると、司馬遷の自序を引きし後に、

遷之自序云<sub>レ</sub>爾、而十篇缺、有<sub>レ</sub>錄無<sub>レ</sub>書、

とあり、更に益州刺史任安に答ふる書の後に、

遷既死後、其書稍出、宣帝時、遷外孫平通侯楊惲、祖<sub>ニ</sub>述其書、遂宣布焉、至<sub>ニ</sub>王莽時、求<sub>ニ</sub>封遷後、爲<sub>ニ</sub>史通

子、

と見えてゐる。則ちこの書の世に行はるゝことゝなつたのは、宣帝の頃で、司馬遷の外孫平通侯楊惲がこれを祖述せし結果であつたと思はれる。

然るに、張晏は漢書の「而十篇缺、有錄無書、」なる句に注し、

遷没之後、亡<sub>二</sub>景紀、武紀、禮書、樂書、兵書、漢興以來將相年表、日者列傳、三王世家、龜策列傳、傅靳列傳、元成之間、褚先生補<sub>レ</sub>缺、作<sub>二</sub>武帝紀、三王世家、龜策、日者傳、言辭鄙陋、非<sub>二</sub>遷本意<sub>一</sub>也、

となし、唐の劉知幾はその説を非とし、

十篇未<sub>レ</sub>成有<sub>レ</sub>錄而已、元成之間、會稽褚先生更補<sub>二</sub>其缺、作<sub>二</sub>武帝紀、三王世家、龜策、日者、辭多<sub>二</sub>鄙陋、非<sub>二</sub>遷本意<sub>一</sub>也。

となし、宋の王鳴盛またこの事に論及し、漢書本文及び張晏注を引ける後に、

史記自序末段、裴駟即引<sub>二</sub>此注<sub>一</sub>注<sub>レ</sub>之、而兵書二字作<sub>二</sub>律書、索隱於<sub>二</sub>自序末<sub>一</sub>則云、景紀取<sub>二</sub>班書補<sub>レ</sub>之、武紀專取<sub>二</sub>封禪書、禮書取<sub>二</sub>荀卿禮論、樂書取<sub>二</sub>禮樂記、兵書亡不<sub>レ</sub>補、略述<sub>レ</sub>律而言<sub>レ</sub>兵、遂分<sub>レ</sub>歷述、以次<sub>レ</sub>之、三王系家、空取<sub>二</sub>其策文、以續<sub>二</sub>此篇、何率略、且重非<sub>レ</sub>當也、日者不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>記<sub>二</sub>諸國之同異<sub>一</sub>、而論<sub>二</sub>司馬季主龜策、直<sub>二</sub>太卜、所得占龜兆襍、說而無<sub>二</sub>筆削功、何蕪鄙也、今攷<sub>二</sub>景紀、見<sub>レ</sub>存、是遷元文、不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>張晏何以言<sub>二</sub>遷没後亡<sub>一</sub>、且此紀文及贊、皆與<sub>二</sub>漢書景紀、絕不<sub>レ</sub>同、又不<sub>レ</sub>知<sub>下</sub>索隱何爲言<sub>中</sub>以<sub>二</sub>班書<sub>一</sub>補<sub>レ</sub>之、其

武紀則是褚少孫所補、禮書樂書、雖是取荀卿禮記、其實亦是子長筆、非後人所補、不知張晏何以云亡、兵書卽是律書、觀自序自明、師古謂本無兵書、以駁張晏、誠誤、但今律書見存、卽是兵書不亡、而張晏何以云亡、索隱亦誤會也、云々  
と駁論を續け、終に、

然則漢書所謂十篇、有錄無書者、今惟武紀灼然全亡、三王世家、日者龜策傳、爲未成之筆、但可云闕、不可云亡、其餘皆不見所亡何文、  
と斷じ、更に、

世皆言、褚先生補史記、其實史記惟亡武紀一篇、餘間有缺、無全亡者、說已見上、而褚所補、亦惟武紀、其餘特附益於各篇中、如贅疣耳、

となし、また、

惟外戚世家、有數句可取、至若建元以來侯者年表末、補武帝末年侯者四人、昭宣時所封、及元帝初元間封者一人、張蒼傳末、附中征和以後、并宣元諸相車千秋、韋賢、玄成、魏相、丙吉、黃霸、匡衡、此等雖無害、然史記本訖天漢、亦何勞贅述、其平津侯傳末、附太皇太后賜公孫弘、後當爲後者關內侯爵一詔一通、又采入漢書贊一篇、徐廣曰、此詔是平帝元始中、王元后詔、後人寫此、及班固所稱以續卷後、索隱云、案、廣所云、則又非褚先生所錄、攷張晏謂褚爲博士、在元成間、此非褚筆明

矣、

と論じてゐる。

趙翼の二十二史劄記にも、「褚少孫補史記不止三十篇」史記有後人竄入處「史記律書卽兵書」等の諸項に於て、史記の本文につき檢討を加へ、司馬遷の原文にあらざる箇所を指摘してゐるのであるが、たゞその前二者と異るところは、趙翼は唐の顔師古注に、「凡十篇、元成間、褚少孫補之、」とあるのをそのまま認容せしばかりでなく、更に、

然細按之、十篇之外、尙有少孫增入者、

となし、

如外戚世家、增下尹邢二夫人、相避不相見、及鈞弋夫人生子、武帝將立爲太子、而先賜鈞弋死、又衛青本平陽公主騎奴、後貴爲大將軍、而平陽公主寡居、遂以青爲夫等事、田仁傳後、增仁與任安、皆由衛青舍人、入見帝、二人互相舉薦、帝遂拔用之等、又張蒼申屠嘉傳後、增記征和以後爲相者、車千秋之外、有韋賢、魏相、丙吉、黃霸、皆宣帝時也、韋元成、匡衡、則元帝時也、此皆少孫別有傳聞、綴於各傳之後、今史記內、各有褚先生曰、以別之、其無褚先生曰者、則於正文之下、另空一字、以爲識別、此少孫所補、顯然可見者也、

と論じ、その他遷の原文について増改せる楚元王世家の後に、その子孫を敘し、宣帝の地節二年に至り、

齊悼惠王世家の後に、朱虛侯の子孫を敘し、成帝の建始三年に至る如き等、多くの條項を指摘列舉して、また皆少孫の増入するところとなし、

可知、史記十篇之外、多有少孫所竄入者、

と斷じてゐることである。同時に、田儋傳贊蒯通の事に及び、司馬相如傳贊楊雄を引けるを疑ひ、

按、雄乃哀平王莽時人、史遷何由預引其語、此并非少孫所補、而後人竄入者也、

となし、かつ外戚世家に衛子夫幸を得るを敘する處で、「今上」といはずして、「武帝」と記せるを疑ひ、

「此或是少孫所改耳」と記してゐる。

要するに、趙翼は褚少孫が漢の元帝成帝頃の博士であると傳ふる事實に據り、司馬遷の死後元成の頃に至るまでの史實に關する記事は、悉くこれを褚少孫の責に歸し、元成以後の史實に關するものに限りにて、他の後人の筆と見るのである。

二

趙翼が史通に「十篇未成、有錄而已」とあるに對し、

按、史公自敘、十二本紀、八書、三十世家、七十列傳、共百三十篇、五十二萬六千五百字、是史公已訂成全書、其十篇之缺、乃後人所遺失、非史公未及成、而有待於後人補之也、

といつてゐるのは、正しい見解であらう。もとより、たゞこの自序の本文だけでは、劉知幾の考へも必しも絶對に不可とはいはれまいが、史記の本文について見ると、三王世家の末尾に、

褚先生曰、臣幸得<sub>下</sub>以<sub>ニ</sub>文學<sub>一</sub>爲<sub>中</sub>侍郎、好覽<sub>ニ</sub>觀太史公之列傳<sub>一</sub>、列傳中、稱<sub>ニ</sub>三王世家文辭可<sub>レ</sub>觀<sub>一</sub>、求<sub>ニ</sub>其世家<sub>一</sub>、終不能<sub>レ</sub>得、竊從<sub>下</sub>長老好<sub>ニ</sub>故事<sub>一</sub>者、取<sub>ニ</sub>其封策書編<sub>一</sub>、列<sub>ニ</sub>其事<sub>一</sub>、而傳<sub>レ</sub>之、令<sub>ニ</sub>後世得<sub>レ</sub>觀<sub>ニ</sub>賢主之指意<sub>一</sub>、(中略)、夫賢主所作、固非<sub>ニ</sub>淺聞者所<sub>ニ</sub>能知<sub>一</sub>、非<sub>ニ</sub>博聞彊記君子者<sub>一</sub>、所不能<sub>レ</sub>究<sub>ニ</sub>竟其意<sub>一</sub>、至<sub>ニ</sub>其次序分絶<sub>一</sub>、文字上下、簡之參差長短、皆有<sub>レ</sub>意、人莫<sub>ニ</sub>之能知<sub>一</sub>、謹論<sub>ニ</sub>次真草詔書<sub>一</sub>、編<sub>ニ</sub>于左方<sub>一</sub>、令<sub>下</sub>覽者自通<sub>ニ</sub>其意<sub>一</sub>、而解<sub>中</sub>說<sub>之</sub>也

とあり、つぎに、その解説とも見らるべき記事を附してゐる。「列傳中、稱<sub>ニ</sub>三王世家文辭可<sub>レ</sub>觀<sub>一</sub>、求<sub>ニ</sub>其世家<sub>一</sub>、終不能<sub>レ</sub>得、」とある以上、元來史記の三王世家なる一編が、別に存せしことは疑ひなく、「竊從<sub>下</sub>長老好<sub>ニ</sub>故事<sub>一</sub>者、取<sub>ニ</sub>其封策書編<sub>一</sub>、列<sub>ニ</sub>其事<sub>一</sub>、而傳<sub>レ</sub>之、」とある以上、齊王・燕王・廣陵王の三王に關する策文を列舉せるに過ぎない今日の「三王世家」が、褚少孫によりて蒐録されしものなるべきことも、また何等疑ひなきところであらう。たゞこゝに不可思議なるは、その後「太史公曰」の贊が附せられてゐることである。而も、

古人有<sub>レ</sub>言、曰、愛<sub>レ</sub>之欲<sub>ニ</sub>其富<sub>一</sub>、親<sub>レ</sub>之欲<sub>ニ</sub>其貴<sub>一</sub>、故王者疆<sub>レ</sub>之建<sub>レ</sub>國、封<sub>ニ</sub>立子弟<sub>一</sub>、所<sub>下</sub>以褒<sub>ニ</sub>親親<sub>一</sub>、序<sub>ニ</sub>骨肉<sub>一</sub>、尊<sub>ニ</sub>先祖<sub>一</sub>、貴<sub>ニ</sub>支體<sub>一</sub>、廣<sub>中</sub>同姓於天下<sub>上</sub>也、是以形勢彊、而王室安、自<sub>レ</sub>古至<sub>レ</sub>今、所<sub>ニ</sub>由來<sub>一</sub>久矣、非<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>異也、

故弗論著也、燕齊之事、無足采者、

とある記事は、「褚先生曰」に「稱三王世家、文辭可觀、」とある記事と矛盾する如く見えるのであるが、つぎに、

然封立三王、天下恭讓、群臣守義、文辭爛然、甚可觀也、是以附之世家、

とあるによれば、もしこの「太史公曰」の贊が後人の作爲でないならば、元來司馬遷の三王世家にも三王に關する策文が附せられ居り、その「文辭爛然、甚可觀」ものであつたことが、知らるのである。恐らく褚少孫は太史公自序の文句と太史公のこの贊を見て、その本文を求めしも、終に得ることが出来なかつたので、「竊從下長老好故事者、取其封策書編、列其事而傳之、」ことゝなせしものなるべく、更に「論次其眞草詔書」して、その解説を作爲し、その後附せしものと、推せられるのである。つぎに、日者列傳を見るに、その篇末に、

褚先生曰、臣爲郎時、游觀長安中、見卜筮之賢大夫、云々

の記事あるも、日者列傳の本文中には、何等褚少孫の補筆を敢てせし形迹を見ないのであり、それは恰も滑稽列傳の篇末に、

褚先生曰、臣幸得<sub>下</sub>以<sub>ニ</sub>經術<sub>一</sub>爲<sub>上</sub>郎、而好讀<sub>ニ</sub>外家傳語<sub>一</sub>、竊不<sub>ニ</sub>遜讓<sub>一</sub>、復作<sub>ニ</sub>故事滑稽之語<sub>一</sub>六章、編<sub>ニ</sub>之於左<sub>一</sub>、  
(中略)、以附<sub>ニ</sub>益上方太史公之三章<sub>一</sub>、



と記し、つぎにその六篇を列記するも、滑稽列傳本文には何等増益加筆の形迹なきと同様である。この場合二者何れも褚少孫附記の時には、各その本文の現存せしこと疑ひないのである。また龜策列傳を見るに、その體裁全く他と異り、その最初より「太史公曰」となつて居り、その篇末に、

褚先生曰 臣以通經術、受業博士、治春秋、以高第爲郎、幸得宿衛、出入宮殿中、十有餘年、竊好太史公傳、太史公之傳曰、三王不同龜、四夷各異卜、然各以決吉凶、略闕其要、故作龜策列傳、臣往來長安中、求龜策列傳、不能得、故之太卜官、問掌故文學長老習事者、寫取龜策卜事、編于下方、

と記し、つぎにその寫取編次の記事を附してゐる。これによると、褚少孫の頃所謂龜策列傳なるものが存在しなかつたことは、事實として認めなければならぬのであるが、而も、今本に見ゆる比較的長文の「太史公曰」は如何なる性質のものであらうか、疑ひなきを得ないのである。

若し夫れ、孝武本紀に至つては、殆ど全く封禪書を移置せしものに過ぎないこと、既に學者の注目せし通りである。けれども、これを以て張晏のいふ如くに、果して褚少孫の仕業として見るを得べきかは、疑問である。蓋し、他の例によると、褚少孫が自ら附益せし場合には、必ずその事を明記してゐるのであるが、孝武本紀に至つては、何等かくの如き記事を見ないのである。錢大昕の二十二史攷異に孝武本紀について、

張晏云、此紀褚先生補作、予謂、少孫補史、皆取史公所闕、意雖淺近、詞無雷同、未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>移<sub>レ</sub>甲以當<sub>レ</sub>乙者、或魏晉以後、少孫補篇亦亡、鄉里妄人、取<sub>レ</sub>此以足<sub>レ</sub>其數<sub>二</sub>爾、

と論じてゐるのは、最も正鵠を得たるものと考へる。

されば、張晏が漢書注に司馬遷の没後景紀武紀以下十篇を亡ひしが、元成の間に褚少孫が「作武帝紀三王世家龜策日者傳」と記し、特に十篇中四篇を以て褚少孫の作とせるを無視し、趙翼等の如く、十篇を以て凡べて褚少孫の補ふところと見るばかりでなく、元成までに下る記事を悉く少孫の補益するところと見るが如きは、餘りにも少孫に對する責任轉嫁の苛酷に過ぐるものあるを思ふのであるが、同時に王鳴盛の如く、その十篇の中たゞ武帝本紀一篇だけが褚少孫の補ふところで、その他は全く亡びしものなく、その本文は何れも司馬遷自身の筆であり、たゞ三王世家、龜策日者傳の如き、その一部を缺くのみであると認むることも、また餘りに疏漏なる見解といはなければならないのである。而も、司馬貞の索隱に、「景紀取班書補之」とあるを駁し、史記の景紀が漢書の景紀と絶て同じからざる事實を指摘せるが如きは、唐代學者の無責任を指示せしものといふべきである。

けれども、班固や張晏にして同様に無責任でない限りは、後漢班固の頃より張晏在世の三國時代に互りて、景紀・武紀以下の十篇が亡はれて居り、その中武紀・三王世家・龜策・日者傳は褚少孫の補缺せしもの、存せしことを、認めない譯には行かないので、武紀の如きは、錢氏の所説の如く、更にその後

少孫の補缺をもまた亡はれしものと、見るべきであらうが、三世王家の如きは、恐らく褚少孫の補缺をそのまゝに保存するものなるべく、龜策・日者の兩傳もまたその少孫補缺の部分は恐らくそのまゝに傳へ居るも、後人の更に手を入れし部分が増益せられ居るやに推せられるのである。特に景帝本紀の如きは、後漢三國の頃一旦亡失せりと思惟されしもの、後世その原文を發見せしにあらずやとすら考へられるのであり、王鳴盛がこれを以て子長の原文となすことも、また一考を要すべきものであらう。されど、劉子玄が張晏の説を非として、「十篇未成、有錄而已」となす所説に贊同し、「今惟武紀灼然全亡、三王世家、日者龜策傳、爲未成之筆、但可云闕、不可云亡、其餘皆不見所亡何文、」といふに至つては、全く強辯であり、殊に三王世家・龜策列傳は褚少孫がこれを求めて得る能はざりし事實を明記するのであるから、漢末元成の當時、既に亡はれるたりしことは明かであらう。たゞ少孫が「列傳中、稱三王世家文辭可觀、」と記せるは、太史公自序に、「三子之王、文辭可觀、作三王世家、」とあるを意味するものであらうから、「太史公曰」に「然封立三王、天子恭讓、羣臣守義、文辭爛然、甚可觀也、是以附之世家、」とあるのと相通するものなるべく、「太史公曰」の文句だけは、何等かの事情で殘存せしものではあるまいか。未だ紙を知らず、木札によりて傳へし時代のことなれば、斷編殘簡として殘存することも、亦考へられ得るであらう。

而も、疑問とすべきものは、單に張晏の列舉せし十篇にとゞまらず、その他の諸篇に互つて居り、趙翼・顧炎武等が指摘せし通りに、司馬遷の死後元帝成帝の頃に至るまでの記事を見るばかりでなく、また錢大昕が指示せしやうに、秦始皇本紀の末尾には、後漢明帝の永平十七年十月十五日乙丑日に關する記事すら附せられて居り、後世の加筆補筆と見るべきものが、少くないのであり、歷書の如きは、予が曾つて堯典の四中星を論せし際、述べし通りに、これを以て司馬遷の原文と見る能はざるは勿論で、或は三國以後に大戴禮記等によりて補修せしにあらずやとの疑念すら生ずるのであり、梁玉繩の史記志疑にも、

案、史公歷書缺、惟存<sub>二</sub>前序、然首篇「昔自在古」至<sub>三</sub>「難成矣」、百餘字、乃大戴禮誥志篇、孔子稱<sub>二</sub>周太史<sub>一</sub>之語、而倒<sub>二</sub>亂先後、改<sub>二</sub>易字句、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>解、

とあり、その歷術甲子篇は武帝の太初元年より成帝の建始四年にまでも及んでゐる。當に後人加筆の一であらう。されば、今日見るが如き史記本文の内容が、決して司馬遷一人の手に成りしものにあらざることは、疑ふべからざるところである。

されど、今は暫らく他の部分に對する検討を他日に遺し、茲にはたゞ封禪書の内容について、少しく

予の疑問を開陳するに止めたい。蓋し、古來多くの學者が史記の諸篇につき、種々の疑問を説敘せしこと、曩に指示せし如くであるにも拘はらず、封禪書の内容については、古來未だ一人のこれを疑ふものがなく、啻にこれを疑はないばかりでなく、たとへば明の楊慎(字用修、嘉靖三十八年七月貶所に卒す)の如き、

封禪河渠平準三書、太史公得意之作、

とたへ、同じく王維禎(字允寧、嘉靖末の進士)の如き、

讀ニ封禪書、乃見ニ太史公手筆、

と稱してゐる。<sup>(9)</sup>而も、果してこれを以て正當なる見解として、見るを得るであらうか、疑なきを得ないのである。

註

1 劉知幾「史通」卷第十二、外篇、古今正史第二

2 王鳴盛「十七史商榷」卷一

3 趙翼「二十二史劄記」卷一

4 錢大昕「二十二史攷異」卷一

5 顧炎武「日知錄集釋」卷二十六

6 錢大昕前掲

7 著者「書經堯典の四中星に就いて」(東洋學報第十七卷第三號)

8 梁玉繩「史記志疑」卷十五

9 史記評林卷之二十八、封禪書注

#### 四

史記五帝本紀を見るに黃帝、帝顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜を五帝として認めてゐるが、封禪書には、

秦繆公即位九年、齊桓公既霸、會諸侯於葵丘、而欲封禪、管仲曰、古者封泰山、禪梁父者、七十二家、而夷吾所記者、十有二焉、昔無懷氏、封泰山、禪云々、神農封泰山、禪云云、炎帝封泰山、禪云云、黃帝封泰山、禪云云、帝倍封泰山、禪云々、堯封泰山、禪云々、舜封泰山、禪云々、禹封泰山、禪云々、湯封泰山、禪云々、周成王封泰山、禪社首、皆受命、然後得封禪、

と見えてゐる。この文句は管子卷第十六、封禪第五十の文句と殆ど全く同一で、司馬遷が管子に據りてこの一節を記したのか、或は管子の封禪第五十が史記封禪書に據りて記されたのか、如何様にも考へられ得るのであるが、たゞ史記の本文が五帝本紀を以て始めてゐるのに對し、こゝでは更にその以前の帝王として、無懷氏・慮羲・神農・炎帝なる四帝を掲げてゐる點に於て、相違が認められる。史記には五

帝以前の帝王としては、秦始皇本紀に、「天皇地皇泰皇」なる名稱が見え、五帝本紀に炎帝神農氏の名が見えてゐるだけで、封禪書にあるやうな古帝王名は、他の箇所には全く見ざるところである。而も、五帝本紀を始め、他の記録に於ては、凡べて炎帝神農氏と稱し、炎帝即ち神農氏として傳へられるに對し、封禪書にては神農と炎帝とを別人の名として掲げてゐる。もし封禪書が司馬遷の手に成りしものであるとすれば、何故にその前後に於て、かくの如き著しく相異なる記録を作爲したのであらうか、疑ひなきを得ないのである。

元來、「三皇五帝」の語は既に呂氏春秋に見えてゐるのであるから、<sup>(11)</sup>少くとも戰國時代以來の思想であらうと思はれるが、三皇について明白なる記事が見えるのは、前に掲げた秦始皇本紀の記事については、三國魏の宋均注春秋緯運斗樞に、包羲・女媧・神農を以て三皇となすが、最も古いのであるから、司馬遷の頃はなほ天皇・地皇・泰皇即ち太皇を以て三皇として數ふるに過ぎなかつたものと推せられるが、<sup>(12)</sup>五帝に至つては、呂氏春秋月紀及び禮記月令に、黃帝・炎帝・太皞・少皞・顓頊を各季節に配せるあり、大戴禮記卷第七五、帝德に黃帝・顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜を掲げ、史記五帝本紀及び國語魯語にもこの帝名順位を見るのである。たゞ易の繁辭傳には、包羲・神農・黃帝・堯・舜を以て五帝とし、左傳昭公十七年の條には、黃帝・炎帝・共工・太皞・少皞・顓頊等の名稱が見えてゐる。呂氏春秋の五帝はその中共工の名を除きしものである。

されば、これ等の古帝王の名稱が傳へられたのは、戰國以來のことであらうが、前漢司馬遷の頃には、その五帝本紀に採擇した、黃帝・顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜を以て五帝と認むることが、普通であつたかと推せられるのである。而も、他方封禪書に於て、たとひ管子の記事が先出のものであるとするも、これに何等の修正を加ふることなく、五帝以前の古帝王として無懷氏以下の名稱を掲げ、特に神農と炎帝とを別人として記載するが如き、果して同一撰者の敢てするところであらうか、疑ふべき多少の理由が存することゝ考へる。

## 五

けれども、更に一層不可思議に思はるゝことは、同書に、

漢興、高祖之微時、嘗殺大蛇、有物曰、蛇白帝之子也、而殺者赤帝子、高祖初起、禱豐枌榆社、徇沛爲沛公、則祠蚩尤、釁鼓旗、遂以十月一至灞上、與諸侯平咸陽、立爲漢王、因以十月爲年首、而色上赤、二年、東擊項籍、而還入關、問故秦時、上帝祠何帝也、對曰、四帝、有白青黃赤之祠、高祖曰、吾聞天有五帝、而有四何也、莫知其說、於是高祖曰、吾知之矣、乃待我、而具五也、乃立黑帝祠、命曰北時、

と記された一節である。高祖本紀を見るに、高祖二年に東して項籍を撃ち、彭城に敗れ、西に還りて關



中に入り、章邯を滅し、

於是、令<sub>三</sub>祠官祀<sub>三</sub>天地四方上帝山川、以<sub>レ</sub>時祀<sub>レ</sub>之、

とあるので、封禪書の「問<sub>三</sub>故秦時、上帝祠<sub>三</sub>何帝、云々」とある説話は、これに應じて、更に詳説せるものであらうと思はれるが、故の秦時に於て上帝は何帝を祠るやの問ひに對し、四帝、白青黃赤の祠ありと答へ、何故に五帝を祠らざるやの問ひに答ふる能はざるを見て、我を待つて五を具ふと稱し、北時を作つて黒帝を祠つたといふことは、高祖を偉大ならしむるための目的を以て作爲された、説話としてより以外には、何等の意味をも有するものとは思へない。而も、かくの如き説話を考案し、記載せしものは、果して司馬遷自身であつたとして認められ得るであらうか。

蓋し、高祖が北時を作つて黒帝を祠つたといふ説話と、かの五行相勝説に基き、秦を金徳と見て、火が金に勝つといふ思想によりて作爲された、赤帝の子白帝の子を殺すとなす説話との間には、思想上の一致を缺くのであるから、この二種の説話が同一箇所相並んで記載され居る事實は、何等かの解説なしには、遂に納得さるべきことではないのである。

予は曾て「五行思想の起源及び發達」なる論文中に於て、この疑問に論及し、「惟ふに漢帝劉邦の起りし地は、即ち戰國の頃楚國の領域に抱括されてゐた地方で、隨つて、劉邦は(中略)自ら楚人として確認せしことは、當然であらうと思はるゝので、秦が戰國の列強として西方に位し、金徳に應せしに對し、

楚は南方に位し、當に火徳に應すべき位置に國したのであり、而も、五行相勝の思想によれば、當然秦に代りて帝たるべき順位を占めるのであるから、この地に生れて、天下に志ある劉邦及びその一黨の人が、秦の水徳説を認めず、秦を以て本來金徳の國となし、自らこれに代りて、天下に帝たるべき、當然の宿命を有する、火徳受命者として考へしことは、もとより當然の事情であらう。(中略)是れ即ち赤帝の子白帝の子を殺すとなす説話を生み、文帝の時に至るもなほ赤色に對する執著の念甚だ強かりし所以であらう<sup>(13)</sup>と斷じたのであつた。

けれども、更に考ふるに、もし漢初高祖の時に於て、自ら火徳受命によりて天下を得たりしものとなす自覺を有し、赤を重んずるの念が強かつたものであるとするならば、その國祖の信念は必ずその子孫によりて傳承せらるべきはずであり、始祖の信念に基いて定められた事實に對し、その子孫の時代に至りて、とかくの異説を稱ふるが如きことは、殊に父祖の傳統を重んずる支那民族の社會に於て、あり得べきこと、も思はれないのである。かつまた、赤帝の子白帝の子を斬るといふかの説話は、高祖自身の作りしものではなく、高祖が天下一統後或る時期に於て、高祖を特に神聖ならしめんとする意圖の下に、作爲されしものであらうから、もし五行受命の思想に基いて、かくの如き説話を作爲するとすれば、秦始皇本紀に明記するが如く、「方今水徳之始」なりとして、「改三年始、朝賀皆自十月朔、衣服旌旌節旗、皆上<sub>レ</sub>黒」とし、十數年に亙りてこれを天下に施行した後を承け、漢の高祖受命の事實を天下に宣傳する目的

を以て、かくの如き説話を作爲する場合に、秦がなほ諸侯たりし時代の方位のみに拘はりて、これを作爲せりとは、如何にも考へ難きことである。もとより、秦は戰國の一雄國としては、西方金の方位に當つてはゐたが、天下の統治者として、「終始五徳之傳」は周の火徳を承けし水徳の君なのであるから、その後を承くる天下の君としての高祖の徳を稱するものが、西方の一諸侯たりし秦王を目標となすべきにあらざること、津田博士も論せし通りであり、随つて、もしこの説話を以て高祖に近き、史記編著以前の或る時代に、作爲されしものであるとすれば、津田博士が斷せし如く、單にその國の方位から來た觀念に基くもので、所謂終始五徳とは關係なき話と見るの外はないであらう。而も、この場合この説話が終始五徳の思想と無關係に作られしものとは、また到底考ふべからざるところであるから、その何れの學説も、なほ未だ十分にその真相を解明し得たとはいへないので、こゝに是非共他に解釋の途を求めなければならぬ事情に、逢著するのである。

## 六

そこで、まづ考ふべきは、史記封禪書に見ゆる、高祖が北時を作りて黒帝を祀つたといふ説話である。元來、予がこの説話を注目するに至つたのは、Chavannes 氏がその「十二支獸土耳其起源説」中に於てこの事に論及し、支那の五行説は支那に於て發生せしものではなく、土耳其人より傳へたものであると

いふ所説の證據として、この説話を引用し、

支那の五行説は魏の惠王（西紀三七〇—三三五年）燕の昭王（西紀前三一一—二七九年）頃に住せし騶衍が、始めて中國に傳へたのであるが、當時はなほ未だ支那人の精神に深く滲透しなかつたやうで、五行説が始めて支那の歴史上に重要な位置を占めることゝなつたのは、秦の始皇帝以後のことである。史記の秦始皇本紀によると、始皇帝は實に自ら水徳によりて天下を支配することを宣言し、凡べての制度法律をば、その元素の性質に従つて決定したにも拘はらず、封禪書によると、秦王は青帝・黄帝・赤帝・白帝の四帝を祀つたのであり、黒帝だけは漢の高祖が來るまで、これを祀ることを知らなかつたことが、高祖に關するその説話によりて知らるゝのである。これ蓋し、秦は本來西陲の野蠻國で、土耳其民族の一派であつたから、中央の國々にては既に騶衍が五行説を唱道したに拘はらず、秦國にてはなほその古來の舊慣を保持したもので、最初土耳其民族の間で行はれた四行説が、支那に入りて五行説に變じたものであらう。且ち五行説は元來土耳其人のインスピレーションに負ふものである。

といふ趣旨を論じた、その所説を一讀せし結果であつた。Chavannes氏がかの封禪書の説話に基いて、秦に於てはその滅亡の頃までも、なほ土耳其起源の理論なる木土火金の四元素説が、その名殘を留めてゐたと見る所説の、甚しき妄斷に過ぎないことは、吾が學界に於ては、多言を要せずして、理會せらる

こと、思はれるが、たゞ、何故に、何時、如何にして、かくの如き説話が作爲せられたかといふ問題は、確に徹底的に究明せらるべき、重大なる疑問として遺るのである。

七

今試みに秦本紀及び秦始皇本紀を見るに、秦本紀襄公七年の條に、

平王封<sub>ニ</sub>襄公、爲<sub>ニ</sub>諸侯、賜<sub>ニ</sub>之岐以西之地、(中略)襄公於<sub>レ</sub>是始<sub>レ</sub>國、與<sub>ニ</sub>諸侯<sub>一</sub>通<sub>ニ</sub>使聘享之禮、乃用<sub>ニ</sub>駟駒黃牛羝羊各三、祠<sub>ニ</sub>上帝西時、

とあり、文公十年の條に、

初爲<sub>ニ</sub>鄜時、用<sub>ニ</sub>三牢、

とあり、德公元年の條に、

初居<sub>ニ</sub>雍城大鄭宮、以<sub>ニ</sub>犧三百牢、祠<sub>ニ</sub>鄜時、

とあり、宣公四年の條に、

作<sub>ニ</sub>密時、

とあり、繆(穆)公十五年の條に、

於<sub>レ</sub>是、繆公虜<sub>ニ</sub>晉君<sub>一</sub>以歸、令<sub>ニ</sub>於國<sub>一</sub>齋宿、吾將<sub>下</sub>以<sub>ニ</sub>晉君<sub>一</sub>祠<sub>中</sub>上帝<sub>上</sub>

とあり、繆(穆)公三十四年の條に、

夫自<sub>三</sub>上聖黃帝作<sub>三</sub>爲禮樂法度、身以先<sub>レ</sub>之、僅以小治、

とあり、獻公十八年(西紀前三六七年)の條に、

雨<sub>三</sub>金櫟陽、

とあり、昭襄王五十二年(西紀前二五五年)西周亡び、ついで、五十四年の條に、

王郊<sub>三</sub>見上帝於雍、

とあり、以て秦本紀を終つてゐる。更に秦始皇本紀を見るに、始皇二十六年の條に、皇帝の號を定むるの議を記し、かつ、

始皇推<sub>三</sub>終始五德之傳、以爲、周得<sub>三</sub>火德、秦代<sub>レ</sub>周、德從<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>勝、方今水德之始、改<sub>三</sub>年始、朝賀皆自<sub>三</sub>

十月朔、衣服旌旌節旗、皆上<sub>レ</sub>黑、(中略)、更名<sub>レ</sub>河曰<sub>三</sub>德水、以爲<sub>三</sub>水德之始、云々

の記事があり、二十七年の條には、

作<sub>三</sub>信宮謂南、已更命<sub>三</sub>信宮、爲<sub>三</sub>極廟、象<sub>三</sub>天極、自<sub>三</sub>極廟、道通<sub>三</sub>鄜山、云々

の記事があり、ついで、二十八年の條に、泰山に封じ、梁父に禪するの記事が見え、三十五年の條に、阿房宮營造の記事があり、

自<sub>三</sub>阿房<sub>三</sub>渡<sub>レ</sub>渭、屬<sub>三</sub>之咸陽、以象<sub>三</sub>天極閣道、絕<sub>レ</sub>漢抵<sub>三</sub>營室<sub>一</sub>也、

と見えてゐる。その他には秦の滅亡に至るまで、封禪についても、また五行についても、何等の記事を見ないのである。

然るに、封禪書を見るに、周の場合については、

周公既相成王、郊祀后稷、以配天、宗祀文王於明堂、以配上帝、

とあり、また、

周東徙雒邑、秦襄公攻戎救周、始列爲諸侯、秦襄公既侯居西垂、自以爲主少皞之神、作西時祠白帝、其牲用騊駼黃牛牴羊各一云、

とあり、更に、

文公夢黃蛇自天下屬地、其口止於鄜衍、文公問史敦、敦曰、此上帝之徵、君其祠之、於是作鄜時、用三牲、郊祭白帝焉、自未作鄜時也、而雍旁故有吳陽武時、雍東有好時、皆廢、無祠、或曰、自古以雍州積高神之隩、故立時郊上帝、諸祠皆聚云、蓋黃帝時、嘗用事、雖晚周亦郊焉、其語不經見、搢紳者不道、

とあり、また、

作鄜時後七十八年、秦德公既立、卜居雍、後子孫飲馬於河、遂都雍、雍之諸祠自此興、用三百年於鄜時、作伏祠、磔狗邑四門、以禦蠱菑、德公立二年卒、其後六年秦宣公作密時於謂南、祭青帝、其

後十四年、秦繆公立、病臥五日、不寤、寤乃言、夢見上帝、云々

とあり、つぎに前に掲げた封禪に關する桓公管仲の語があり、更に、

秦靈公作吳陽上時、祭黃帝、作下時、祭炎帝、

とあり、また、

櫟陽雨金、秦獻公自以爲得金瑞、故作畦時、櫟陽而祀白帝、(中略)、秦始皇既并天下而帝、或曰、黃帝得土德、黃龍地螾見、夏得木德、青龍止於郊、草木暢茂、殷得金德、銀自山溢、周得火德、有赤烏之符、今秦變周、水德之時、昔秦文公出獵、獲黑龍、此其水德之瑞、於是、秦更命河、曰德水、以冬十月、爲三年首、色上黑、度以六爲名、音上大呂、事統上法、

とあり、つぎに、巡狩、封禪、八神祀、騶子之徒、方仙道、名山、大川、鬼神等に關する記事ありて後に、

其在秦中、最小鬼之神者、各以歲時奉祠、唯雍四時、上帝爲尊、(中略)、故雍四時、春以爲歲禱、因泮冬、秋涸凍、冬賽祠、(中略)、春夏用騂、秋冬用駟、云々

の記事があり、かくて、かの赤帝の子白帝の子を殺す説話、高祖黑帝を祀る説話となるのである。然るに、その後は、

夏四月、文帝始郊見雍五時祠、衣皆上赤、



とか、また、

天瑞下、宜<sub>下</sub>立祠<sub>ニ</sub>上帝、以合<sub>中</sub>符應、於是、作<sub>ニ</sub>渭陽五帝廟、同<sub>レ</sub>宇、帝一殿、而各五門、各如<sub>ニ</sub>其帝色、祠所用及儀、亦如<sub>ニ</sub>雍五時、

とか、また、

今上初至<sub>レ</sub>雍、郊<sub>ニ</sub>見五時、後常三歲一郊、  
など、記し、曩に雍の四時となせしものをば、凡べて雍の五時と更めてゐるのである。

## 八

以上抽記した、秦本紀・秦始皇本紀の記事と封禪書とを比較するに、同一事實を記するものが、彼此の間に著しき相違あるを認むるのである。すなはち、前者に於ては、西時の場合でも、酈時の場合でも、その他何れの場合でも、單に「上帝」とのみ記せるに對し、後者に於ては、西時・酈時の場合は「白帝」、密時の場合は「青帝」、吳陽上時の場合は「黃帝」、同下時の場合は「炎帝」といふが如き、區別を附してゐる。また、前者に於ては西時・酈時及び密時の名以外には、上帝を雍に郊見せし記事を見るだけであるが、後者には西時及び酈時に白帝、密時に青帝を配せし外に、吳陽の上時に黃帝、下時に炎帝を配して居り、なほその外に武時・好時・畦時の名が見え、何れも白帝を祠りし所となすもの、やうである。

而も、特に「黒帝」を祠りし事實を記さず、高祖黒帝を祠るの説話前後に於て、前に「雍四時」と記せしもの、後には「雍五時」と記せし事實は、殊に注目すべきことであらう。

蓋し、史記封禪書の是等の記事は、明かに高祖黒帝を祠る説話を中心として作爲されし、有意的の文字であり、秦の始皇が水徳の運を得たと稱することが誤りで、實は漢の高祖に至つて始めて水徳の運を得しものなる事實を、立證する目的を以て作爲されし、前後一貫せる物語なるべきことは、注意してこれを通讀するもの、何人も首肯するところであらうと考へる。されば、この物語の作者たるものは、漢が水徳を以て天下を得しことを信せし時代に於て、自らも亦これを信せしものでなければならぬ譯であらう。

然るに、漢書郊祀志贊によると、文帝の時、漢の土徳受命説を稱へた公孫臣・賈誼と同じく、武帝の時、兒寛・司馬遷も亦土徳説であつたことを傳へてゐる。もしこの傳へにして誤りがないとすれば、自ら漢の土徳受命説を信じてゐた司馬遷が、漢の高祖のためにその水徳受命を確證するが如き、北時を作つて黒帝を祠つたといふ、かの説話を作爲すべきはずはないと考へられるのである。

蓋し、漢の建國初期に於ては、その制度文物等殆ど全く秦の制度文物を襲用したのであるから、水徳受命の思想によりて定められた秦の制度正朔服飾は、凡べてそのまゝに漢の王朝に傳承せられ、北極帝座の方位を表はし、季節に於ても冬至建子の時に當る、北方水徳を以て、實は漢が得たりしもので、秦はたゞこれを僭稱せしに過ぎずとなす思想に基き、その事實を立證するがために、封禪書のそれ等の部

分を作爲せしものかと思はれる。然るに、文帝の頃より漸く漢の土徳受命説が唱道せられ、こゝに水徳受命説との間に論争を生ずるに至りしものと認められるのである。而も、丞相張倉がその水徳受命の證として、「河決金隄」の事實を挙げ、もし當時既に世に行はれしものとすれば、更に一層有力なるべき高祖黒帝を祠るの説話に言及せざりしことは、この説話の作成が文帝以後に下ることを暗示するものであるまいか。

## 九

而も、赤帝の子白帝の子を殺すといふ他の説話は、水徳受命説とも土徳受命説とも明かに矛盾し、高祖の火徳受命説を表示するものなることは、疑ふべからざるところであるが、もし眞に高祖の時その火徳受命の思想が存在せしものであつたとすれば、文帝の頃に至つて水徳説・土徳説などの生ずるはずはなく、もしまたかくの如き論争が生じた場合に、國初以來の火徳説のために、一人の辯ずるもの<sup>(16)</sup>がなかつたとは、到底考へられないことである。

されば、何れの點より見るも、漢の國初に於て漢の火徳受命の思想が存在したらしい形迹を、認むることは出來ないのであるが、それにも拘はらず、封禪書や高祖本紀には、赤帝の子白帝の子を殺すの説話や、「因以三十月爲二年首、而色上赤」とか、「乃立季爲沛公、祠黃帝、祭蚩尤於沛庭、而豐鼓、旗織

皆赤」とか、「文帝始郊見雍五時祠、衣皆上赤」とか、「年始冬十月、色外黃内赤」とか、水徳や土徳の思想系統に屬することが、火徳の思想系統なる赤についての記事と共に、併記されてゐるのである。されど、漢を以て明かに火徳受命と認めたのは、前漢末劉向以來のことであり、漢書郊祀志贊に、

秦在ニ水徳、故謂ニ漢據レ土而克之、劉向父子以爲、帝出ニ于震、故包羲氏始受ニ木徳、其後以レ母傳レ子、終而復始、自ニ神農黃帝ニ下、歷ニ唐虞三代、而漢得レ火焉、故高祖始起、神母夜號、著ニ赤帝之符、旗章遂赤、自得ニ天統ニ矣、昔共工氏、以ニ水徳ニ間ニ于木火、與レ秦同レ運、非ニ其次序、故皆不レ永、

とあるによりても、これを知ることが出来るであらう。而も、劉向父子は周の火徳説を排し、これを以て木徳と認め、かつ五行相勝説を棄て、五行相生説により、以て漢の火徳なることを主張したのであつた。これ蓋し、史記五帝本紀にある如く、黃帝軒轅氏が炎帝神農氏の後を承けしものとし、炎帝・黃帝の順位による時は、火土の次序となり、五行相生説に據らなければならぬ譯であり、同じく史記によると、顓頊は金、帝嚳は水、帝堯は木、帝舜は火、夏は土、殷は金、周は水となり、秦を除けば漢が木となり、火とはならない譯であるが、當時久しく疑ふべからざるものと信せられてゐた、顓頊水徳説を認むるとすれば、この次序にて周が木徳となり、秦を除いて漢が火徳となる譯なので、呂覽月紀・禮記月令と易の繫辭傳に見るところにより、包羲・神農・黃帝・少皞・顓頊の次序とすれば、少皞金天氏が金徳となり、顓頊の水徳が確保せられ、周は木徳、漢は火徳となるのである。當時三皇五帝の確説なほ

未だ存しなかつた時代であるから、如何様にも考へられ得た譯であらう。尤も、顓頊を水徳と認めたのは、曾て論じたやうに、顓頊を以て秦の祖先となす考へありしところに、秦が水徳によりて天下を得たとなすに及び、自然にその祖先顓頊も、亦水徳に配せらるゝに至つたものと考へる。<sup>(17)</sup>

而して、もし以上の所説にして誤りなしとすれば、高祖本紀、封禪書に見ゆる火徳思想系統に關する記事は、漢末或は後漢初に於て作爲せられしものと見なければならぬ譯である。何となれば、漢の火徳受命思想が起つたのは漢末で、劉向父子に始まると傳へられ、その思想の公式に採用確立されたのは、漢書郊祀志贊鄧展注に、「向父子、雖有<sub>二</sub>此議、時不<sub>二</sub>施行、至<sub>二</sub>光武建武二年、乃用<sub>二</sub>火徳、色尙<sub>二</sub>赤耳、」とあり、後漢書光武帝紀建武二年春正月の條に、「始正<sub>二</sub>火徳、色尙<sub>二</sub>赤、」とあるやうに、後漢の建武二年(西紀二六年)以後のことだからである。

## 一〇

元來、史記が世に出でたのは、曩に述べたやうに、元帝成帝の頃で、王氏がその政權を左右した時代であり、左傳が世に出でたのと、略その時を同うして居り、劉向が歿したのは、成帝の建平元年(西紀前六年)である。随つて、今日の史記の内容が決して司馬遷一人の手に成るものでなく、褚少孫の補筆以外に、元成の頃に互りて、多くの増益を見ることは、既に先學の指摘した通りで、中には後漢明帝時

代に關する附益の記事すら見られるのである。

されば、高祖本紀・封禪書等の中に、劉向以後の思想による附益改作があるとしても、必ずしもこれを怪とするには當らないのであるが、而も、封禪書に至りては、以上列擧せしが如く、司馬遷の意思と一致を缺くやに推せらるゝ部分の、餘りに大なるものが存するので、予はその果して司馬遷の手に成りしものとして認められ得べきや、これを疑はざるを得ないのである。敢て一文を草して同學の示教を仰ぐ所以である。(二月二十五日)

### 註

10 著者「五行説の起源及び發達」(川合教授還曆記念論文集五七〇—五七二頁)

11 呂氏春秋第一卷貴公に、「此三皇五帝之徳也」との句がある。周禮卷二十六宗伯の屬外史の條に、「掌三皇五帝之書」との句あるも、周禮作成の年代が不明であり、或は漢代の編かとも疑はるゝので、呂覽の記事を以て最古の文獻と見るべきであらう。

12 史記封禪書にも、「古者、天子三年壹用三太牢、祠神三、一天、一地、一太一、天子許之、」とある。

13 著者「五行説の起源及び發達」(川合教授還曆記念論文集五九六頁)。同書に掲載された加藤繁博士「白帝の子赤帝の子に斬らるゝといふ説話について」に論ずるところも、予がこの所論中、その事について述べし論旨と、殆ど全く同一である。

14 津田左右吉博士「漢代政治思想の一面」(滿鮮地理歴史研究報告第十一)

15 E. Chavannes; *Le Cycle Turc des douze animaux*. (T'oung Pao, 1906, vol VII. Série II. p. 96—8)

16 著者「五行説の起源及び發達」(川合教授還曆記念論文集五九二—五九六頁)第十二節の所論はこれを放棄する。

17 同上、五五四—五六二頁参照。

史記封禪書に就いて(橋本)